

事 務 連 絡

平成31年4月16日

各健康福祉センター廃棄物担当課 御中

循環社会推進課

重機による「中間処理（選別）」の取扱いの明確化について

みだしのことについては、平成28年6月20日付け循第445号当課課長通知（以下「課長通知」という。）により周知等お願いしたところですが、今般、業として行う選別に用いる重機を届出等なく追加または入替え等を行っている重機選別業者が散見されています。

つきましては、業として行う選別に使用する重機の取扱いについては、課長通知の内容にご留意の上、貴管内の重機選別業者に対する指導の徹底等よろしく申し上げます。



循 第 4 4 5 号
平成 2 8 年 6 月 2 0 日

各 保 健 所 長 様

循 環 社 会 推 進 課 長

重機による「中間処理（選別）」の取扱いの明確化について（通知）

産業廃棄物処理業の許可を受けた者が当該許可に係る事業において、いわゆる重機を用いてする選別は、当該許可に係る事業の範囲に含まれるものであり、当該行為は独立した許可を要するものではありません。

また、そもそも重機は、必ずしも産業廃棄物を適切に選別等することができるものとはいえ、通常、産業廃棄物処分業の許可基準「産業廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の処分に適する処理施設を有すること」を満たす施設ではないと解されるものです。

一方、過去の運用では、重機を産業廃棄物の選別を業として行うに適する施設として産業廃棄物処分業「中間処理（選別）」の許可（以下、「選別許可」という。）をしていた実態があることに鑑み、現にこの許可を有している者（以下、「重機選別業者」という。）が、当該重機を用いて業として行う選別については、産業廃棄物処分業の許可相当であるとの当時の判断を引き継ぎ、当該選別許可の更新を行うことも、原則、認められることとしているところです。

今般、この重機選別業者が業として行う選別に用いる重機の追加および入替え等の取扱いについて下記のとおり明確化を図ることとしました。

つきましては、7月29日（金）までに、貴管内の重機選別業者の立入検査を実施し、現況を確認するとともに、本通知の趣旨を周知していただきますようお願いします。

記

1 重機選別業者が業として行う選別に使用する重機の追加および入替えについて

重機選別業者が業として行う選別に使用する重機の追加は、新規の許可申請があった場合と同様、当該施設が許可の基準を満たすものと判断できる場合を除き、認められないこと。

また、重機の入替えについても、当該施設が許可の基準を満たすものと判断できる場

合を除き、原則、認められないこと。ただし、既に許可を受けて使用している重機と同機種・同型式の重機に入れ替える場合等にあつては、当該入替えに係る施設の構造、規模、作業性能等を厳格に判断し、その同一性が認められる場合は、認められる余地があること。なお、この場合の処理能力は、原則、従来の数値を採用するものであること。

2 積替え保管を含む産業廃棄物収集運搬業の範囲で行う選別について

積替え保管を含む産業廃棄物収集運搬業の許可を有している者が、その事業の範囲に含まれる産業廃棄物を、積替保管施設において重機で選別することは、当該許可に係る事業の範囲に含まれるものであること。したがって、重機選別業者が上記1の基準に適合しないまたは同一性が認められない重機の入替えを予定している場合は、産業廃棄物収集運搬業の範囲で選別を行われたいこと。

なお、産業廃棄物収集運搬業の範囲で選別を行う場合、当該産業廃棄物の排出事業者は、その処分を受託する者との委託契約が別に必要であること、当該選別によって産業廃棄物の種類ごとに処分を受託する者が異なる場合はそれぞれ産業廃棄物管理票を交付しなければならないこと等に留意されたいこと。

3 その他の留意事項

- (1) 業として行う選別に使用する重機の所有権（所有権を有しない場合には、当該重機の使用権原）を有しない場合および有しなくなった場合は、当該重機の使用は認められないこと。
- (2) 上記1の入替えに係る重機の同一性の判断については、例えば、同じアタッチメントを使用するのみでは認められるものではないこと。また、当該判断にあたっては、必要に応じて、製造業者等からその同一性を証する説明資料の提出を求めて行うものであること。
- (3) これら重機の入替えの容認等に係る最終的な判断は当課が行うものであること。